

議案第61号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成28年8月26日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 平成28年度飯能市一般会計補正予算（第2号）

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年7月13日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 平成28年度飯能市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度飯能市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度飯能市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,710,415千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		610,200	51,263	661,463
	1 繰越金	610,200	51,263	661,463
歳入合計		30,659,152	51,263	30,710,415

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,455,081	51,263	3,506,344
	2 徴税費	379,729	51,263	430,992
歳出合計		30,659,152	51,263	30,710,415

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	610,200	51,263	661,463
歳入合計	30,659,152	51,263	30,710,415

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,455,081	51,263	3,506,344	0	0	0	51,263
歳出合計	30,659,152	51,263	30,710,415	0	0	0	51,263

2 歳入

(款) 19 繰越金 (項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	610,200	51,263	661,463	1 繰越金	51,263	1 前年度繰越金 51,263
計	610,200	51,263	661,463			

3 歳出

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税费

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 賦課徴収費	143,016	51,263	194,279	0	0	0	51,263	23 償還金、 利子及び 割引料	51,263	・ 収税事業 23. 市税過誤納還付金・還付加算金	51,263 51,263
計	379,729	51,263	430,992	0	0	0	51,263				

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税费

一般会計